

働くときに知っておきたい 労働関連の法律あれこれ

職場と
そこで働く人、
そこにはいろんな
法律が存在するんじゃ。
最低限、双方に知って
おいて欲しい
法律がこれ!



男女雇用機会均等法

【だんじょこようきかいきんとうほう】

男女雇用機会均等法は、1986年4月から施行された法律です。職場での男女平等を確保し、女性が差別を受けずに、家庭と仕事が両立できるよう作られた法律です。求職者(仕事を探している人)を募集する場合は、男性のみ、女性のみで募集することは原則できません。もちろん、例外もあります。この法律によって、男女差別はだいぶ改善はされましたが、それでも不十分ということで、1997年に再度法律を見直し、現在では妊娠や出産などを理由とする退職強要や職種・配置転換などの不利益な扱いの禁止、さらに女性だけでなく、男性へのセクハラ防止対策を企業へ義務づける、などが挙げられます。



法定労働時間

【ほうていろうどうじかん】

働く時間の長さは法律で制限されています。1週間で40時間、1日8時間を超えて働かせてはならないとしています。これを「法定労働時間」といいます。しかし、それ以上働かせてはいけませんということではなく、使用者と労働者で36(サブロク)協定という協定を結び、労働基準監督署に届ければ、40時間以上の仕事(残業)も可能になります。



最低賃金

【さいていちんぎん】

最低賃金とは、国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。最低賃金は、全国同じ金額ではなく、都道府県で異なります。H29年10月1日から沖縄県の最低賃金は時給額737円です。ちなみに、東京都だと958円で、その差額は何と221円！毎年その差は広がるばかりです。物価が高く、人口の多い都道府県が高い傾向にあります。

沖縄県の最低賃金

時間額737円

平成29年10月1日から沖縄県の最低賃金

※正社員・アルバイト・パート等に関係なく、性別、国籍、年齢等に区別なく、沖縄県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。

※平成30年10月3日から沖縄県の最低賃金は時給762円になりました。



深夜勤務

【しんやきんむ】

深夜とは、夜10時から翌朝5時までの時間帯を言います。この時間帯は、年少者（18歳未満）は働く事はできません。健康上、福祉上特に有害なので、禁止されているのです。もちろん、小学生や中学生は深夜にかかわらず働く事が禁止されていますが、テレビや映画に出てくる子どもタレント（15歳未満の児童は午前5時～午後8時まで働ける）は労働基準監督署長の許可をもらって働くことができるのです。



休日

【きゅうじつ】

労働基準法では、毎週少なくとも1回の休日、または4週間で4日以上の日を労働者に与えなければならないと規定しています。しかし、この「休日」は必ずしも、日曜日や祝日である必要はありません。日曜日が忙しい仕事もあるので、平日が「休日」と決めている企業もあります。

